

5 疾病 5 事業及び在宅医療等に係る見直しの方向性について

令和 2 年 9 月
医務薬事課

○分野：【がん】

○見直しに係る背景

（１）第３期秋田県がん対策推進計画の位置づけ

「第３期秋田県がん対策推進計画」（以下「本計画」という。）は、がん対策基本法第 12 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画であり、本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針である。

※本計画の期間：平成 30 年度から令和 5 年度まで（6 年間）

（２）中間評価・見直しについて

本計画において、「中間年度の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う」としていることから、令和 2 年度に目標達成度の検証や評価を行い、令和 3 年度からの計画後半に向けた見直しを行う必要がある。

（３）国の動向

国では、がん対策基本法第 10 条第 1 項に基づき、平成 19 年 6 月に「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。現在、基本計画（第 3 期）により、がん対策の総合的かつ計画的な推進が図られている。

基本計画（第 3 期）において、「3 年を目処に、中間評価を行う」としていることから、令和 2 年度に科学的・総合的な評価が行われる予定である。

※基本計画（第 3 期）の期間：平成 29 年度から令和 4 年度まで（6 年程度）

○見直しのポイント

本計画では、「がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施」、「総合的かつ計画的ながん対策の実施」及び「県民の参加と関係者の連携・協力によるがん対策の実施」を基本方針とし、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」及び「基盤の整備」の 4 分野における分野別の施策と個別目標を定めている。

本計画の見直しに当たっては、個別目標の 135 指標における目標達成度を検証・評価するとともに、法改正等による状況の変化を踏まえた上で、今後取り組むべき方向性を明らかにする。

本計画の見直し内容を、医療計画に反映させる。